

栃木市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日 提出

提出者	栃木市議会議員	高 岩 義 祐
同	同	入 野 登志子
賛成者	同	茂 呂 健 市
同	同	松 本 喜 一
同	同	氏 家 晃
同	同	大 出 三 夫
同	同	大阿久 岩 人
同	同	大 川 秀 子
同	同	岡 賢 治
同	同	梅 澤 米 満

栃木市条例第 号

栃木市議会議員定数条例の一部を改正する条例

栃木市議会議員定数条例（平成２３年栃木市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

本則中「３４人」を「３０人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

栃木市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

議長の諮問機関として設置された議員定数検討委員会における本市議会の適正な議員定数に関する調査研究の検討結果に基づき、本市議会の議員の定数を 34 人から 30 人に改めるため、栃木市議会議員定数条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

議員定数を 34 人から 30 人に改めること。(本則関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議員案第 2 号

栃木市議会議員定数条例の一部を改正する条例

現	行
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき条例で定める栃木市議会の議員の定数は、 <u>3 4</u> 人とする。	

改 正 案

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定に基づき条例で定める栃木市議会の議員の定数は、３０人とする。